

# 給水装置工事事業者講習会

多賀城市編

(塩釜地区水道事業連絡協議会主催)

# 給水装置工事施工申込に おける注意点について

～書類編～

# 給水装置工事申込時提出書類について

 工事申込において特に注意してほしい事項を以下に列挙します。

## ○各種念書

- ・土地境界からメーターボックスの芯までの給水管の延長が1.5mを超える場合
- ・再利用する既設管がPP一層管、VP管、SP管、LP管の場合（漏水、断水のリスクが高まります。）

## ○臨時メーター使用時

- ・給水装置使用開始届に加え、一時給水願出書、位置図、不凍栓の配置図

## ○権利関係

- ・申請者と土地所有者が異なる場合や利害関係の権利者が存在する場合は、事実確認のため登記簿等の写しを提出すること

## ○給水材料の承認図及びカタログ

- ・特別な材料を使用したい場合、その材料の承認図及びカタログ、必要に応じて損失水頭分かる資料を添付すること（原則、JWWA規格品。最近の事例：給水栓ごとの流量計、ファインバブル装置等）

# 給水装置工事施工申込に おける注意点について

～施工編～

# 給水装置工事について

✓ 施工時、写真撮影時は以下のことに注意してください。

## ○継手

- ・漏水リスク低減のため、各種継手類は可能な限り少なくなるように設計

## ○水圧テスト

- ・多賀城市基準（新設時）：1.0MPa 10分以上保持

※時計を用いて10分以上保持したことが分かるようにすること

## ○土木工事関係

- ・埋戻し一層目は人力で転圧すること
- ・舗装本復旧は各種占用許可条件に応じて適切に施工すること

## ○写真撮影（忘れがちなものを抽出）

- ・材料検収写真（材検自体は自主）
- ・ヘッダーの行先給水具を表示しているの写真（拡大撮影）
- ・管上にスタッフを当て、土被りが分かるよう撮影（掘削深ではないことに注意）

# 共同給水管の所有者変更 について

# 給水装置所有者変更届

## ○多賀城市水道事業給水条例第20条第2項第2号

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。

## ○多賀城市水道事業給水条例第3条

この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

以上の2点より、

**共同給水管も給水装置所有者変更届の対象となる。**

# 給水装置所有者変更届

## 💡 忘れがちなパターン

・宅地造成等により不動産会社等が共同管を設置し、その後全宅地の売買が完了した。

→共同管の所有者を居住者全員の共有へ変更していない場合、**漏水時に所有者である不動産会社等が修繕対応する必要がある。**

このようなケースを防ぐため、給水装置工事を受任された指定給水装置工事事業者は、変更の必要性を不動産会社等の申請者(所有者)に説明し、将来の維持管理に配慮する必要がある。